

## 神戸市における医療的ケア児等コーディネーターの役割と配置事業所の公表等について

### (概要)

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行（令和3年9月）に伴い、国や地方公共団体に対し、医療的ケア児とその家族を支えるために必要な保育所、学校等における医療的ケア児の支援や、相談体制の整備、情報共有の促進等を行うことが求められています。

本市では、医療的ケア児の家族等からの相談を受け、その内容やニーズに対応し、関係機関と連携して地域の社会資源等につなぐ役割を医療的ケア児等コーディネーターの方々に期待しています。

### (医療的ケア児等コーディネーターに期待する主な役割の例)

- ・学校や保育所等での受け入れ相談にかかる窓口の案内
- ・障害児通所支援等を含む障害福祉サービスの利用調整
- ・地域における支援ネットワークへの参加

### (医療的ケア児等コーディネーター配置事業所の公表)

神戸市における医療的ケア児に関する相談窓口を広く市民へ周知するため、医療的ケア児等コーディネーターが配置されている市内事業所を本市ウェブサイトにて公表します。

### (医療的ケア児等コーディネーターへの情報提供や支援)

神戸市では、地域の医療的ケア児等コーディネーターに対し、専門的な見地から助言等を行う機関として「圏域コーディネート事業所※」を設置しています。

(※神戸市から社会福祉法人芳友へ委託)

同機関の主な役割として、医療的ケア児に関する情報提供や研修の実施、コーディネーターからの個別相談に対する助言、必要に応じて個別のケース検討会議や自立支援協議会（個別支援会議）等の場にも参加します。

### (その他)

兵庫県全域における医療的ケア児支援にかかる相談をワンストップで受付ける「医療的ケア児支援センター」（兵庫県の設置機関）が令和4年6月15日より開設されています。

※「圏域コーディネート事業所」は、同センターの神戸市圏域における機能を補完する位置づけにあたり、個別相談を受けた場合には、関係機関や地域の医療的ケア児等コーディネーター配置事業所等へつなぐ役割も担っています。